高山市での入湯税の使途

【令和７年度 入湯税の税収額】

２億９，９９６万円

【入湯税を活用した令和７年度事業】

※高山市では、入湯税を鉱泉源の保護管理施設の整備や環境衛生施設の整備のための財源の一部として活用しています。

●鉱泉源の保護管理施設の整備　　１億５，９１９万円

・鉱泉源の保護管理施設の整備への助成
・市営保養施設の整備

●環境衛生施設の整備　　１億４，０７７万円

・廃棄物焼却施設の管理・運営
・下水道事業の経営

＜参考＞

①入湯税は次の目的の費用に充てるために、入湯客に課される税です。
（地方税法第 701 条）

- 環境衛生施設の整備
- 鉱泉源の保護管理施設の整備
- 消防施設等の整備
- 観光の振興（観光施設の整備を含む。）

②高山市では入湯客に対して、１日 150 円(1 泊２日は１日換算)の入湯税をお願いしています。（高山市税条例第 154 条の 4）

高　山　市